

輸入食品の安全

米国と日本のこれだけの違い！

米国では輸入食品の安全性確保に向けた予防措置として、2011年「食品安全強化法」を公布した。一方、輸入食品の依存度が高い日本では、その安全性は担保されているのだろうか。食品行政の現状を探り、日本版「食品安全強化法」の立法化を訴える。



中村 幹雄（なかむら・みきお）
NPO法人食品安全ネットワーク

米国食品安全強化法と日本の食品企業

「毎年、4800万人の米国人が食品に起因する病気となり、10万人が入院し、何千人もの死者が出ている。食品に起因する病気が国民に与える負担があまりにも大きいことを認識し、法制度の措置を講じられた大統領と議会に感謝する」

これは、米国食品医薬品局（以下、FDA）長官のマーガレット・A・ハンバーク医学博士が、FDAのホームページに掲載した米国食品安全強化法（2011年1月4日発効。Food Safety Modernization Act, HR2751以下「FSMA」）についての一文である。同氏は、この法律の意義について、FDAが広

範囲の公的機関あるいは民間との協力によって、以前よりも包括的に活用しうる最高の科学と良識を応用することで、疾病をもたらず問題を予防する新しい食品安全監督システムを構築すること、事後的対応ではなく予防的措置に焦点を当てたものであるとしている。

そのため、第1に、cGMP（新適正製造規範）とHACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point「ハザード分析に基づく予防的管理措置を講じ、計画・実行・記録を食品企業に求めた。第2に、FDAの権限を大幅に拡大し、登録施設における規制の順守状況の確認のための検査（施設検査、輸入検査）が実行されることになった。米国で食品を供給する米国内外の推定20万社の施設が

バイオテロ法にもとづき暫時登録され（2012年10月22日）、2013年1月31日）、登録施設へのFDAの検査が進められている。登録されていない施設、検査拒否した施設からの米国への輸入は拒否される。実行に当たり、FDAには年間20億ドルの予算増と増員もなされた。第3に、規制順守の確認を、FDAによる検査と並行して、第三者が実施する仕組み（第三者監査人制度）も、導入されることになった。この3点が大きな柱である。

この三つの柱と関連して、①米国の食品輸入者に輸入食品の安全性検査の義務化②高リスク食品のトレーサビリティの強化③FDAによる食品試験検査機関の認定制度の立ち上げ④FDAによる手数料の徴収（再検査にか

かる時間当たりの費用と出張手数料）——などの施策が公表され実行に移されている。FSMAは、米国民の食の安全を守るための施策であり、システムである。

TPP（環太平洋経済連携協定）とFSMAについて、「米国の緩い規制の押し付け」と主張される方も多いが、これは誤りである。食の安全に関する米国内の規制は、かつて緩いものではなく、FSMAはこれまでにない最も厳格なものである。

私たちは、FSMAが日本から米国への食品の輸出に大きな影響を与えると考え、2011年9月に米国の専門家を招へいし、大阪でセミナーを開催した。また、国内1200社へのアンケート調査を実施したが、日本の食品企業の関心が薄いことが判明し

た。2013年8月には、農林水産省および経済産業省に連絡し、翌9月には、第32回日本社会薬学会（東京都町田市）でも発表し警鐘を鳴らした。既に、JETRO（日本貿易振興機構）や農林水産省などの関係省庁が積極的に対応されているので、当NPOの任務ではなくなった。

日本の食品行政のあり方

生鮮果物の50%、生鮮野菜の20%、海産物の80%を含む食糧供給の15%が輸入とされる米国に比べ、トウモロコシの100%、大豆の95%、小麦の85%、果物の60%、肉類の50%、食糧供給の40%（エネルギー換算）を輸入に頼るわが国の状況から考えると、国民の食の安全確保のためには、次の二つが重要なポイントとなる。

第1に、輸入食品の安全の確保である。昨今、輸入食品の安全にかかわる事件が報道されるが、これは氷山の一角に過ぎない。輸入食品監視指導計画に基づく検査は、モニタリング検査が基本である。都道府県で輸入食品の食品衛生法違反が発覚するように、実施率が低く、全くの「ザル」である。さらに、消費者庁に移管された食

品表示については、輸入食品監視指導計画にはなく、輸入時には全くチェックされていない。400名の検査官で、1億2600万人の食の安全が守れないことは、誰が考えても明白である。さらに、調味料のクロロプロパンオール類や魚醤のヒスタミンにみられるように、諸外国で設けられている基準が、わが国では設けられていない。輸入食品に使用された食品添加物についても、食品添加物公定書で純度規格が定められているにもかかわらず、規格に合格したものが使用されたかどうかチェックされていない（例えば、中国から輸入された食品に使用された紅麴色素の不純物シトリン）。東南アジアから輸入される「えび」の養殖で使用するトリフルリン（除草剤）の残留限度を、ベトナム政府の要請を受けて大幅に緩和した。

このように、輸入食品に対する規制は極めて緩く、輸入食品による事故が日常化するなかで、マスコミの関心も薄れてしまい、報道までに至る事案はごく一部に過ぎない。米国に比べて輸入食品に頼る度合いがはるかに多い日本では、食の安全を確保するために、米国以上の厳しい対応が必要で

あるが、状況は全く逆である。現状を変えるためには、早急な立法措置が必要である。

第2に、FDAから、饅頭のHACCP違反の「警告書」が出され、煮干しの魚種の表示違反の「警告書」が発せられているように、日本の現在の制度は米国の基準に満たない。日本のシステムの後進性や脆弱性を認識しなければならぬ。誤った「安全神話」に依存するのではなく、冷静に現状を見つめ直さなければならない。

食品安全行政の緊急課題

■食品衛生法の改正を伴うが、日本国内で供給される全食品の国内外の全製造者を、食品衛生法に基づき登録させ、厚生労働省が全施設を把握することである。先般、パブコメに付された食品表示法に基づく食品表示基準にある「製造所固有記号」にかかる「届出制」は誤っている。「登録制」にすべきである。昨年の閣議決定に基づき進められている「食品の新たな機能性表示制度」にかかる「販売前届出制」も同様の問題を抱える。

■登録された全施設にcGMPと厳格なHACCPを実施さ

せ、全施設と全輸入食品を厚生労働省が検査することである。cGMPとHACCPは、FDAと同一のレベルで実施される必要がある。

■ばらばらにされた食品安全行政の一本化は急務である。食品安全委員会、消費者委員会と消費者庁の食品安全に関わる部門を、厚生労働省の医薬品局に移管し統合する以外に道はない。食品添加物の指定にあたって、薬事食品衛生審議会が審議されてきた当該添加物の食品への表示については、その所掌事務が消費者委員会に移管されているにもかかわらず、第2期および第3期の消費者委員会は、1品目たりとも審議していない。全くの後退である。

■予算と人員の大幅な拡大である。こうした施策による疾病の減少は、社会的・公的コストの削減につながり、トータルで見れば予算増にはならないと思う。

こうした状況を打破するために、日本版の「食品安全強化法」を提唱することとし、本年2月20日の食品表示ネットワークのメディア懇談会で披露した。また、『消費者法ニュース（No.99、2014年4月）』にも寄稿している。